

告 示

埼玉県告示第百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク越谷花田店

埼玉県越谷市花田一丁目十七 二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

廃棄物の発生抑制に努めるとともに、容器包装リサイクル法や食品リサイクル法に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については、分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。

屋上駐車場のスロープの騒音対策及び、室外機等のダクトの向きやメンテナンスなどに留意し、騒音・異臭による苦情が近隣住民から出ないように適正に運営すること。

通学路に指定されていることから、開店後の安全対策だけでなく、工事中も児童の安全確保に細心の注意をすること。

二 縦覧期間

平成二十五年二月一日から平成二十五年三月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター